

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が 発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を!～

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

日本年金機構本部から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

【控除証明書の送付時期】

- ・平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、本年11月上旬に送付されます。
- ・10月1日から12月31日までの間に今年のはじめて国民年金保険料を納付された方には、来年2月上旬に送付されます。

- ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除に加えることができます。ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ、申告してください。
- ご不明な点は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

第33回 富士見町生活展 開催

問 富士見町生活展実行委員会 事務局:住民福祉課 住民係 ☎62-9112

【メインテーマ】 「今こそ活かそう! みんなの知恵 来て見てよかった生活展」

【日時】 平成27年11月22日(日) 午前9時30分～午後1時

【会場】 町民センター

【内容】

楽しい企画がいっぱい!
賢い消費者になろう!

【ブース出展部門】

参加団体の活動内容を展示や実演などを通じて、安心・安全意識の醸成、絆・世代間交流の確認、節約、くらしの知恵・工夫など、生活スタイルを見直すさまざまな情報を提供します。

- ・消費生活部門 「安心・安全な生活ですか? 賢い消費者情報の提供」
- ・食生活部門 「地産地消と食育を考えよう! 試食体験」
- ・健康部門 「健康づくりしていますか? 健康度チェック・相談コーナー」
- ・福祉部門 「支えあいのでやさしいまちづくり! 福祉・介護サービス紹介」
- ・環境部門 「環境保全に貢献していますか? エコ&省エネの提案」
- ・まちづくり(地域活動)部門 「手と手を携えませんか! 地域活動紹介」

【特別企画】

- ・出展ブース見学スタンプラリー開催
⇒ スタンプを集めて商品进行らおう!

詳細については、お配りした生活展案内チラシをご覧ください。

